

軽井沢町多世代同居支援補助金 Q & A

全般について

Q1 多世代同居とは何ですか？

A1 親、子、孫等の三世代以上で構成される世帯（以下「多世代世帯」といいます。）が同居、または隣居で居住することです。

Q2 「同居」と「隣居」の意味は？

A2 「同居」とは、1棟の住宅に多世代世帯が居住することです。「隣居」とは、同一敷地内か隣接する敷地内にある2棟以上の住宅に多世代世帯が居住することです。

Q3 住民票上、世帯分離していても同居や隣居になりますか？

A3 世帯分離していても、多世代世帯が1棟の住宅に居住すれば同居世帯とみなします。また、同一敷地内か隣接する敷地内にある2棟以上の住宅に多世代世帯が居住すれば隣居になります。

Q4 名字が異なる世帯同士が同居や隣居した場合も多世代同居になりますか？

A4 名字が異なっても、親子関係等が確認でき、多世代世帯による同居や隣居であれば多世代同居になります。

Q5 どのような補助があり、補助金額はいくらになりますか？

A5 住宅取得補助、リフォーム工事補助、引越補助の3種類の補助があります。なお、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で、その補助金の額が限度額を超える場合は限度額になります。

（1）住宅取得補助

住宅の新築、建替え及び購入（相続、贈与など対価を伴わないものは対象外）をする方に、その費用の一部を補助し、限度額は50万円です。

（2）リフォーム工事補助

住宅の機能向上のために行う増築、改築、改修、修繕、模様替え、または設備改善のための工事（公共下水道及び農業集落排水認可区域内における下水道接続工事等を含みます。）をする方に、その費用の

一部を補助し、限度額は50万円です。

(3) 引越補助

専門業者に依頼して引越しを行う方に、その費用の一部を補助し、限度額は5万円です。

Q6 補助対象経費とは、どのような経費ですか？

A6 (1) 住宅取得補助

住宅の取得に係る工事請負契約金額、または売買契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）です。

(2) リフォーム工事補助

合計額が20万円以上のリフォームに係る工事費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）です。

(3) 引越補助

引越費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）です。

Q7 以前に行った住宅取得、リフォーム工事、引越しも補助の対象になりますか？

A7 住宅取得補助は、住宅の引渡しを受けた日（建物の全部事項証明書の「原因及びその日付」欄、または「権利者その他の事項」欄に記載された原因日）が平成29年4月1日以降であることが補助の要件の一つになっています。

リフォーム工事補助と引越補助については、平成29年4月1日以降に行うもので、実施前に補助金の申請を行うものが補助の対象になります。ただし、補助金交付決定通知日前に実施した場合は、補助金の交付はできませんので注意してください。

Q8 補助金の申請には、どのような条件がありますか。

A8 申請者は住宅の所有者、または住宅の所有予定者の方で、次の要件を全て満たす場合に申請できます。

- ・補助金を受けようとする多世代世帯のいずれかの方が、町内に継続して3年以上居住していること。
- ・補助事業終了後、多世代世帯の構成員が全員多世代同居すること。
- ・補助金の交付決定後、3年以上多世代同居を継続すること。
- ・多世代世帯の構成員の全員が申請日現在において、既に納期限が到来した町税等を滞納していないこと。
- ・多世代世帯の構成員の全員が、この補助金の交付を受けていないこと。

Q9 補助金の交付決定後、3年以上多世代同居を継続することが条件になっていますが、3年未満で転出などにより多世代同居を継続できなくなった場合はどのようになりますか？

A9 世帯の方の死亡など特別な場合を除き、3年未満で多世代同居を継続できなくなった場合は、補助金を全額返還していただくことになります。申請の際は、3年以上多世代同居を継続できるか、ご家族で良く検討したうえで申請をしてください。

Q10 補助の対象になる住宅の条件は何かありますか？

A10 個人が町内に所有、または所有する予定の住宅であり、自己の居住の用に供する部分を有する建築物で、建築基準法やその他の法令等に基づき適正に建築された住宅であることが前提条件になります。

(1) 住宅取得補助の対象となる住宅は、次の要件を全て満たすものです。

- 多世代世帯の構成員のいずれかの方が町内に所有する予定の住宅で、多世代世帯の構成員のいずれかの方の名義で所有権保存登記、または所有権移転登記をする予定であること。
- 住宅の引渡しを受けた日（建物の全部事項証明書の「原因及びその日付」欄、または「権利者その他の事項」欄に記載された原因日）が平成29年4月1日以降であること。

(2) リフォーム工事補助の対象となる住宅は、多世代世帯の構成員のいずれかの方の名義で所有権保存登記、または所有権移転登記されたものであることです。

Q11 施工業者などに制約はありますか？

A11 (1) 住宅取得補助 特に制約はありません。

(2) リフォーム工事補助

町内に事務所もしくは事業所を有する事業者、または町内に住所がある個人事業者という制約があります。

(3) 引越補助

専門業者（営業許可を受けている引越しを取り扱う運送事業者）という制約があります。

Q12 住宅取得、またはリフォーム工事に対する国や県等の補助金を受けた場合、補助金の申請はできますか？

A12 国や県等の補助金を受けている場合は、補助金額に制限等が生じる場合がありますので、ご相談ください。

Q13 補助金の申請を考えていますが、何から始めればいいですか？

A13 総合政策課企画調整係にご相談ください。世帯の状況等をお聞きしながら、補助金の対象になるかを事前に確認させていただきます。また、町ホームページでも詳細をご覧いただけるようになっています。

住宅取得補助について

Q14 住宅取得補助の申請はいつまでに行えばいいですか？

A14 契約後、補助金申請年度の3月末日までに実績報告書を提出していただく必要がありますので、新築や建替えの場合は建築期間を考慮して、早めの申請をお願いします。

Q15 中古住宅の購入は、住宅取得補助の該当になりますか？

A15 多世代同居のために中古住宅を購入する場合、補助対象の要件を満たしていれば該当になります。

リフォーム工事補助について

Q16 リフォーム工事補助で、リフォーム工事費用の合計額が20万円未満の場合は補助の対象になりませんか？

A16 はい。補助金交付要綱で工事費用の合計額が20万円以上であることが規定されているため、補助の対象にはなりません。

Q17 リフォーム工事補助の対象にならない経費はありますか？

A17 次の経費は補助の対象になりません。

- 設計費及び申請手数料
- 賃貸用の住宅、または賃貸用にする予定の住宅の工事費用
- 店舗併用住宅及び共同住宅における居住部分以外のリフォームに係る費用
- 門、塀、擁壁、通路、造園等の外構工事及び独立した車庫、倉庫等の新設、改修、または修繕に係る費用
- 家具、家庭用電気機械器具の購入、設置等に係る費用
- 合併処理浄化槽設備の設置、または撤去工事に係る費用
- 公共工事の施工に伴う移転補償の対象となる住宅をリフォームする場合の費用
- その他、町長が補助金の交付が適当でないと認めるリフォームの費用

Q18 リフォーム工事はいつから着手できますか？

A18 工事着手前に補助金の交付申請を行い、交付決定通知日以降に工事に着手していただけます。補助金交付決定通知日前に工事に着手した場合は、補助金の交付はできませんので注意してください。また、補助金申請年度の3月末日までに実績報告書が提出できるよう、工事を完了させてください。

Q19 事務所や店舗等のリフォーム工事も補助の対象になりますか？

A19 事務所や店舗等のリフォーム工事は補助の対象になりません。店舗併用住宅等の場合、住宅部分のリフォーム工事は補助の対象になります。

Q20 既存住宅を一部増築する場合、増築部分の工事費について補助金を申請することは可能ですか？

A20 増改築工事も補助の対象になります。

Q21 自宅の隣にある空き家を息子世帯が居住する住宅として借りてリフォームをしたいと考えていますが、その住宅は補助の対象になりますか？

A21 補助の対象になる住宅は、多世代世帯のいずれかの方が所有していることが要件になりますので、多世代世帯の構成員以外の第三者が所有する住宅のリフォーム工事は補助の対象になりません。

Q22 自分でリフォーム工事を行う場合、補助の対象になりますか？

A22 補助の対象になりません。町内に事務所もしくは事業所を有する事業者、または町内に住所がある個人事業者が施工するリフォーム工事が補助の対象になります。

Q23 個人の大工さんが施工するリフォーム工事の場合、補助の対象になりますか？

A23 町内にお住まいの大工さんや個人経営の工務店が施工するリフォーム工事は補助の対象になります。

Q24 複数の業者と契約してリフォーム工事を行う場合、合算して申請することは可能ですか？

A24 複数の見積書をもとに補助対象工事費を合算して算出し、申請していただくことは可能ですが、既に完成している工事を補助対象工事に含めることはできません。

Q25 リフォーム工事を行う際の既存部分の撤去費用や処分費用も補助の対象になりますか？

A25 多世代同居のために行うリフォーム工事で、20万円以上のリフォーム工事であれば、撤去費用や処分費用等も含めて工事費全体が補助対象経費になります。ただし、設計費及び申請手数料は補助の対象になりませんので注意してください。

Q26 リフォーム工事を補助対象工事と補助対象外工事に分けて、補助対象外工事を補助金の申請前に着手することは可能ですか？

A26 補助対象工事と補助対象外工事の工事内容と着手日が明確に分けられる場合は、申請前に補助対象外工事に着手することが可能です。

例えば、増築工事で基礎工事を先行して着手し、交付決定通知日以降に補助対象とする工事に着手することなどが考えられます。この場合、基礎工事とその他の工事を分けて見積書等を作成し、それぞれの工事着手日が分かる工程表を添付するなど、交付決定日以降に補助対象工事に着手したことが明確に分かるようにしてください。

Q27 同じ住宅でリフォーム工事を2回に分けて行う場合、補助金を2回申請することはできますか？

A27 できません。補助金の交付申請は同一の住宅及び多世代世帯で1回限りです。

Q28 リフォーム工事の時期は未定ですが、とりあえず補助金の申請だけ行うことはできますか？

A28 補助金の交付申請には、施工業者の設計図書及び見積書の写しが必要となりますので、リフォーム工事の内容が具体的になっていない段階での申請はできません。

また、補助金申請年度の3月末日までに工事を完了し、実績報告書を提出していただく必要があります。

引越補助について

Q29 引越はいつ実施できますか？

A29 引越前に補助金の交付申請を行い、補助金交付決定通知日以降に引越を実施していただけます。補助金交付決定通知日前に引越を実施した場合は、補助金の交付はできませんので注意してください。また、

補助金申請年度の3月末日までに実績報告書が提出できるよう、引越しを完了させてください。

申請手続きについて

Q30 申請書類は郵送で提出してもいいですか？

A30 提出は郵送でも構いませんが、書類の確認等のため、なるべく総合政策課窓口への提出をお願いします。

Q31 申請書は郵送してもらえますか？

A31 申請書の郵送はしておりません。申請書は町ホームページからダウンロードしていただくか、総合政策課窓口で受領してください。

Q32 契約者と補助金の申請者が異なっていても、問題はないですか？

A32 契約者と補助金の申請者が違う場合でも、多世代世帯の構成員であれば問題ありませんが、申請者は住宅を所有する方、または住宅を所有する予定の方になります。

Q33 補助金の申請期限はありますか？

A33 住宅取得補助、リフォーム工事補助、引越補助については、補助金申請年度の3月末日までに実績報告書が提出できるよう工期等を勘案し、早めに申請してください。

Q34 補助金を申請した後に取り下げたい場合、どのようにすればいいですか？

A34 補助金の交付決定前の場合は、総合政策課企画調整係にご連絡ください。申請書類をお返しします。

補助金の交付決定後の場合は、変更（中止）承認申請書（様式第3号）に必要事項を記入していただき、提出してください。町で内容を審査後、変更（中止）承認通知書により通知します。

Q35 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか？

A35 多世代世帯の全員が住民登録していただき、補助対象事業の完了した日から30日以内、または補助金申請年度の3月末日のいずれか早い日までに提出してください。

Q36 手続きはどのような流れになりますか？

A36 基本的な手続きの流れは以下のとおりです。

- 事前相談（申請者→町）
↓
- 補助金交付申請書類の提出（申請者→町）
↓
- 補助金交付申請書類の審査（町）
↓※審査のため、お時間をいただきます。
- 補助金交付決定通知書の送付（町→申請者）
↓※リフォーム工事補助と引越補助は、補助金交付決定通知書を受け取ってから実施してください。補助金交付決定通知書を受け取る前に実施した場合は、補助金の交付ができません。
- 補助対象事業の実施（申請者）
↓
- 補助対象事業終了後、補助金実績報告書類の提出（申請者→町）
↓
- 実績報告書類の確認（町）
↓※確認のため、お時間をいただきます。
- 補助金確定通知書の送付（町→申請者）
↓
- 補助金交付請求書の提出（申請者→町）
↓
- 補助金の支払い（町→申請者）